

令和4年第2回 三朝町教育委員会 定例会 日程

と き：令和4年2月25日(金) 午後2時～

ところ：三朝町役場2階 第2会議室

1 開 会

2 前回議事録承認

塩谷委員、石田委員

3 議事録署名委員指名

4 報告事項

- (1) 教育総務課事業について
- (2) 令和3年度準要保護児童生徒の認定について
- (3) 令和4年度準要保護児童生徒の認定について
- (4) 教育委員会の委任による専決処分（区域外就学の認定）について
- (5) 社会教育課事業について
- (6) 名勝及び史跡三徳山・名勝小鹿溪保存活用計画について
- (7) 図書館事業について

5 議 事

議案第2号 令和3年度教育関係費補正予算（令和4年3月）について

議案第3号 令和4年度教育関係費当初予算について

議案第4号 三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第5号 三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第6号 三朝町学校運営協議会規則の設定について

議案第7号 三朝町教育委員会表彰について

6 協議事項

- (1) 通級指導教室の指導希望について

7 その他

8 閉 会

次回 臨時会 令和4年3月10日(木) 14:00～

定例会 令和4年3月 日() : ～

報告事項(1)

教育総務課事業について

月日	時間	内容	備考
【2月】			
2月3日 (水)	9:30-	校長会	
2月10日 (木)	13:00-	市町村教育委員会オンライン協議会	
2月15日 (火)	13:30-	小学校入学説明会	小学校（保護者のみ）
2月16日 (水)	14:00-	総合教育会議	
2月17日 (木)	14:00-	スクラム教育連絡協議会	中部総合事務所
2月21日 (月)	9:00-	総務教育常任委員会・全員協議会・臨時議会	
2月22日 (火)	14:00-	総務教育常任委員と教育委員との教育懇談会	
	19:00-	コミュニティ・スクール説明会（保護者・町民対象）	中学校→中止
2月23日 (水)	11:00-	台湾文化体験会	文化ホール→延期
2月24日 (木)	13:30-	鳥取県中部学校保健会第2回理事会	書面開催
2月25日 (金)	14:00-	第2回教育委員会定例会	
2月28日 (月)	10:00-	総務教育常任委員会協議会	
【3月】			
3月2日 (水)	9:30-	校長会	
3月4日 (金)	～18日	第3回三朝町議会定例会	
3月5日 (土)	～6日	県教委教職員人事異動ヒアリング	白兔会館
3月8日 (火)	～9日	県立高校一般入試	
3月10日 (木)	14:00-	第1回教育委員会臨時会	
	14:30-	臨時校長会	
3月11日 (金)	9:30-	中学校卒業式 54名	文化ホール
3月11日 (金)		令和3年度末教職員人事学校長内示	
3月16日 (水)	15:30-	第5回三朝町コミュニティ・スクール準備委員会	
3月17日 (木)		県立高校一般入試【発表】	
3月18日 (金)	9:30-	小学校卒業式 57名	
		中部子ども支援センター修了式	
3月24日 (木)		小中学校修了式	
【4月】			
4月8日 (金)	9:30-	小中学校始業式	
4月11日 (月)		小中学校入学式（午前：小学校、午後：中学校）	

報告事項(2)

令和3年度準要保護児童生徒の認定について

次のとおり令和3年度準要保護児童生徒（次年度入学予定者新入学児童生徒学用品費支給）の認定について、三朝町就学援助費交付要綱（平成20年教委告示第8号）第4条の規定により決定したので、本委員会へ報告する。

別紙のとおり

《参考》

○三朝町就学援助費交付要綱

（対象者）

第2条 就学援助費の交付対象者は、次の各号に掲げる者で三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めるものとする。

第2条(1)ア	要保護者（生活保護法第6条第2項）
第2条(1)イ(ア) a	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
b	市町村民税の非課税
c	市町村民税の減免
d	個人の事業税の減免
e	固定資産税の減免
f	国民年金の保険料の減免
g	国民健康保険税の減免
h	児童扶養手当の支給
i	世帯更正貸付補助金の借受者
第2条(1)イ(イ) a	失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
b	職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者
c	P T A会費又は学級費等の納付金が減免されている者
d	学校納付金の納付が困難な者、被服、学用品、通学用品等に不自由している者又は生活状態が極めて悪いと認められる者
e	経済的な理由による欠席日数が多い児童等の保護者
f	a から e までに掲げるもののほか、やむを得ない理由により所得が著しく減少した者又は家族の病気等により支出が著しく増大した者で、教育委員会が援助する必要があると認めるもの

報告事項(3)

令和4年度準要保護児童生徒の認定について

次のとおり令和4年度準要保護児童生徒の認定について、三朝町就学援助費交付要綱（平成20年教委告示第8号）第4条の規定により決定したので、本委員会へ報告する。

別紙のとおり

《参考》

○三朝町就学援助費交付要綱

（対象者）

第2条 就学援助費の交付対象者は、次の各号に掲げる者で三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めるものとする。

第2条(1)ア	要保護者（生活保護法第6条第2項）
第2条(1)イ(ア) a	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
b	市町村民税の非課税
c	市町村民税の減免
d	個人の事業税の減免
e	固定資産税の減免
f	国民年金の保険料の減免
g	国民健康保険税の減免
h	児童扶養手当の支給
i	世帯更正貸付補助金の借受者
第2条(1)イ(イ) a	失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
b	職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者
c	P T A会費又は学級費等の納付金が減免されている者
d	学校納付金の納付が困難な者、被服、学用品、通学用品等に不自由している者又は生活状態が極めて悪いと認められる者
e	経済的な理由による欠席日数が多い児童等の保護者
f	a から e までに掲げるもののほか、やむを得ない理由により所得が著しく減少した者又は家族の病気等により支出が著しく増大した者で、教育委員会が援助する必要があると認めるもの

報告事項(4)

教育委員会の委任による専決処分（区域外就学の認定）について

次のとおり区域外就学の認定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により、本委員会へ報告する。

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 （事務の委任等）

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 略

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 略

○学校教育法施行令 （区域外就学等）

第9条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則 （委任事項）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（1）～（13） 略

【社会教育課】 令和4年2月～3月の報告及び取組について

日 時			事 業 名 等	場 所	備 考
2月8日	火	19:00	スポーツ推進委員会定例会	役場	中止
2月10日	木	16:00	倉吉地区少年補導センター街頭補導	町内	
2月17日	木	13:00	倉吉地区少年補導センター評議員会	倉吉市	書面開催
		13:30	名勝及び史跡三徳山・名勝小鹿溪保存活用計画策定委員会	役場	
2月18日	金	13:30	鳥取県公民館研修会	—	オンライン
2月22日	火	13:30	鳥取県人権教育推進協議会人権教育行政担当者会	倉吉市	オンライン
		19:00	コミュニティ・スクール説明会	中学校	中止
2月25日	金	19:00	人権教育協力員会議	役場	

3月 2日	水	16:00	郡体育協会理事会	琴浦町	
3月 5日	土	10:00	チラシの作り方研修会	役場	
3月 7日	月	13:00	文化財担当部局会議	文化ホール	
3月 8日	火	19:00	スポーツ推進委員会定例会	役場	
3月 9日	水	19:00	社会教育ミニ講演会	役場	
3月15日	火	16:00	倉吉地区少年補導センター街頭補導	倉吉市内	
3月16日	水	15:30	コミュニティ・スクール準備委員会	役場	
3月27日	日	9:00	三朝町芸能文化祭、町民作品展	文化ホール	

◆日本海新聞ふるさと大賞について ※表彰式日程については調整中。

スポーツ功労賞 山中 こより（やまなか こより） 倉吉総合産業高校2年
令和3年度第60回中国高等学校レスリング選手権大会 女子50kg級優勝
女子レスリング選手として鳥取県初の全国高校総体出場を果たした。
文武両道、生活態度も良く他の見本となる人物である。

地域貢献賞 三朝中学校人権委員会
三朝中学校生徒会による人権教育を中心とした活動を推進する委員会。
生徒が主体的に活動しており、多年「いじめ撲滅」の推進、人権啓発バ
ッジの作成及び地域に向けての啓発・普及等積極的に取り組んでいる。

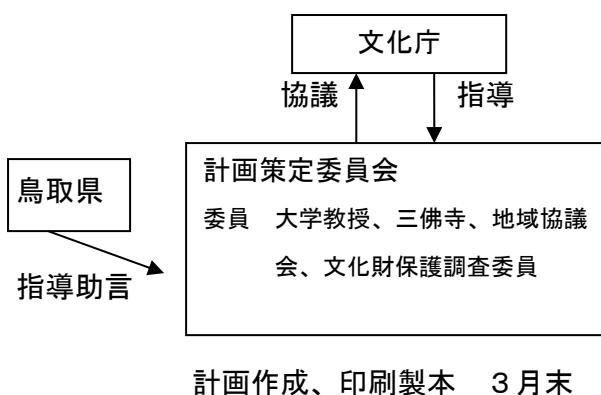
◆名勝及び史跡三徳山・名勝小鹿溪保存活用計画の策定状況について
別紙のとおり

名勝及び史跡三徳山・名勝小鹿溪保存活用計画について

1 計画策定、認定の流れ

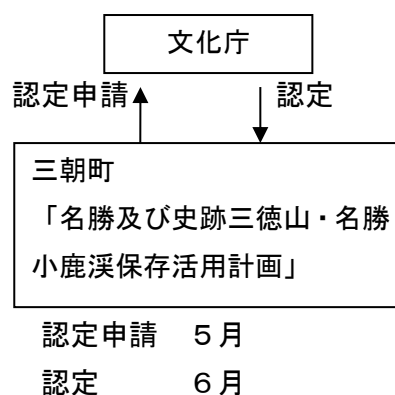
令和3年度

計画策定(補助事業)



令和4年度

認定申請



2 スケジュール

	文化庁	策定委員会	町教委	町議会	印刷業務
1月				1/27 臨時議会 計画案の提示	
2月	2/10 協議 (オンライン)				
		2/17 第6回協議			2/14 発注
	2月下旬(調整中) 協議		2/25 状況報告	2/21 臨時議会 協議	
3月		3月上旬(調整中) 第7回協議			3/10 最終校正
				3/17 定例会 報告	
			3月下旬 報告		3/25 製本納品

西暦	月
2022	3

みささ図書館月間スケジュール 3月

	行 事	備 考
1日(火)	移動図書館	なの花
2日(水)	移動図書館	バイオリン美術館・相互貸借集配(県立図書館) 片柴(三徳センター)
3日(木)	移動図書館	賀茂保育園・支援センター・三喜苑 仁の里・みのり・太郎田・小河内・鎌田
4日(金)		
5日(土)		
6日(日)		
7日(月)	休館日	
8日(火)		
9日(水)	移動図書館	(恋谷)・三朝 いほ°ワール・西学童
10日(木)	移動図書館	大柿・木地山・上西谷・下畑・曹源寺 余戸・東小鹿・三朝・山田
11日(金)		
12日(土)	みささ英語村	文化ホール
13日(日)		
14日(月)	休館日	
15日(火)		
16日(水)	移動図書館	加谷・竹田保・下西谷・JA竹田 三朝中・竹田地区公 相互貸借集配(県立図書館)
17日(木)	移動図書館	こども園 温泉病院
18日(金)		
19日(土)		
20日(日)		
21日(月)	休館日	
22日(火)		
23日(水)	移動図書館	田代・西学童
24日(木)		
25日(金)		
26日(土)	みささ英語村	文化ホール
27日(日)		
28日(月)	休館日	
29日(火)		
30日(水)		相互貸借集配(県立図書館)
31日(木)	休館日(図書整理日) 移動図書館	神倉

《3月の特集・イベント》

自閉症・自死予防啓発パネル展(3/24~4/15)

《2月の実績》

鳥取の民芸品展(1/19~2/16)、中学生・高校生ポップコンテスト優秀作品展示(2/16~2/28)、オリンピック関連本の展示(2/2~)、ひなまつり関連本の展示(2/8~)

議案第 2 号

令和 3 年度教育関係費補正予算（令和 4 年 3 月）について

次のとおり令和 3 年度教育関係費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 4 年 2 月 25 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

令和3年度教育関係費 歳入補正予算（令和4年3月）案

【教育総務課】

単位：千円

科 目	中事業名	補正前の 予算額	補正額	補正後の 予算額	主 な 内 容
国庫補助金	感染症対策等の学校教育活動継続支援事業費補助金（小学校）	0	314	314	感染症対策物品購入費等に対する国庫1/2補助
	感染症対策等の学校教育活動継続支援事業費補助金（中学校）	0	249	249	感染症対策物品購入費等に対する国庫1/2補助
教育総務課計		0	563	563	

【社会教育課】

単位：千円

科 目	中事業名	補正前の 予算額	補正額	補正後の 予算額	主 な 内 容
国庫補助金	国宝重要文化財等保存整備費補助金	50,981	△ 4,275	46,706	三徳山遺跡発掘調査等事業と名勝及び史跡三徳山史跡等買上げ事業の減額に伴う減
県補助金	鳥取県文化財等保存・保護事業費補助金	4,983	△ 948	4,035	三徳山遺跡発掘調査等事業と名勝及び史跡三徳山史跡等買上げ事業の減額に伴う減
雑入	スポーツ交流体験学習事業参加負担金	60	△ 60	0	城陽市文化スポーツ交流事業の往来事業中止による減
	三朝大学受講料	380	△ 339	41	受講者の実績数による受講料の減と、バス借上負担金の減
社会教育課計		56,404	△ 5,622	50,782	

令和3年度教育関係費 歳出補正予算（令和4年3月）案

【教育総務課】

単位：千円

科 目	中事業名	補正前の 予算額	補正額	補正後の 予算額	主 な 内 容
児童福祉費	放課後児童対策費（西）	13,339	△ 600	12,739	食糧費（おやつ代）不要額の減
教育総務費	教育委員会事務局一般経費	1,281	△ 109	1,172	特別旅費不要額の減
	学校運営支援員配置事業	2,361	△ 1,307	1,054	報酬、期末手当、社会保険料不要額の減
	外国語支援員配置事業	2,564	△ 2,197	367	報酬、期末手当、社会保険料不要額の減
小学校費	小学校運営一般経費	8,377	△ 400	7,977	光熱水費不要額の減
	小学校外国語指導助手活動費	5,311	△ 2,442	2,869	報酬、旅費未執行額の減
	感染症対策等の学校教育活動継続支援事業（小学校）	0	630	630	R4感染症対策物品購入費
	小学校遠距離通学費補助金	8,800	△ 1,192	7,608	バス代単価減による不要額の減
	小学校特別支援教育就学奨励費補助金	947	△ 400	547	準要保護児童数増による奨励費対象者減
	小学校教育振興一般経費	3,458	△ 689	2,769	貸切バス使用料不要額の減
	中学校運営一般経費	7,863	△ 898	6,965	光熱水費、手数料不要額の減
中学校費	外国語指導助手活動費	5,070	△ 710	4,360	報酬未執行額の減
	感染症対策等の学校教育活動継続支援事業（中学校）	0	500	500	R4感染症対策物品購入費
	中学校教育振興一般経費	3,321	△ 816	2,505	貸切バス使用料不要額の減
	中学校準要保護生徒援助費	3,781	△ 530	3,251	新入学生徒学用品費対象者減
	中学校OA機器等備品整備費	3,993	△ 636	3,357	契約相差による減
	中学校特別支援教育就学奨励費補助金	862	△ 350	512	準要保護児童数増による奨励費対象者減
	保健体育費	27,250	△ 700	26,550	報酬、光熱水費不要額の減
教育総務課計		98,578	△ 12,846	85,732	

【社会教育課】

単位：千円

科 目	中事業名	補正前の 予算額	補正額	補正後の 予算額	主 な 内 容
社会教育費	未来を拓けみささっ子創造事業	648	△ 548	100	事業完了による不要額の減
	三朝町・城陽市文化スポーツ交流事業	633	△ 571	62	往来事業の中止による不要額の減
	生涯学習講座「三朝大学」開催経費	381	△ 300	81	バス借上に関する不要額の減
	無形民俗文化財保存継承事業補助金	1,000	△ 692	308	ジンショ祭りの中止による不要額の減
	三徳山遺跡発掘調査等事業	2,523	△ 2,027	496	坂本パイパス関連発掘調査の中止による不要額の減
	名勝及び史跡三徳山史跡等買上げ事業	63,470	△ 4,074	59,396	基準点測量、用地測量の委託費確定による不要額の減
	町指定文化財保存・保護事業費補助金	234	△ 234	0	依山楼岩崎庭園の茶室の茅葺屋根の養生を計画していたが、実施中止による不要額の減
保健体育費	東京2020オリンピック・パラリンピック聖火リレー	795	△ 200	595	コース縮小による県負担金の減額による不要額の減
	テニスコート補修費（災害対応）	88	△ 88	0	コート砂について現地の状況を確認し、散布不要と判明したため減
文教施設 災害復旧費	単独災害復旧事業（陸上競技場）	22,000	△ 13,500	8,500	設計費について、町道工事と一括設計されたため全額減額。工事費について設計見込額に基づき減額。R4に繰越
社会教育課計		91,772	△ 22,234	69,538	

議案第 3 号

令和 4 年度教育関係費当初予算について

次のとおり令和 4 年度教育関係費当初予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 4 年 2 月 25 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

予算書 ページ	34	予算 科目	2	款	1	項	6	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
国際交流事業費	9,000	7,018	1,982		8,800		200						

1. 事業の目的

友好交流都市での国際交流体験による、中学生の豊かな感性と国際感覚の育成を図る。

2. 事業の概要

本町の姉妹都市であるフランス共和国ラマルー・レ・バン町への派遣及び、三朝中学校と姉妹校関係にある石岡国民中学への相互派遣により、ホームステイや学校訪問を行う中で交流を深める。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
中学生手作り訪仏事業	ラマルー・レ・バン町へ中学生を派遣し、ホームステイや小中学校訪問等を行う。ICTを活用した交流も実施。 周年対応想定、派遣生徒6名、引率5名を予定。	4,352	過疎債充当
台中市石岡区との中学生相互交流事業	台湾台中市石岡国民中学と中学生を相互派遣し、ホームステイや授業交流等を行う。ICTを活用した交流も実施。 周年対応想定、派遣生徒12名、引率4名を予定。	4,648	過疎債充当
合 計		9,000	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	学校教育の充実	☒ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	--	-----------------------------

予算書 ページ	47	予算 科目	3	款	2	項	1	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
児童福祉対策 事業費	19,967	20,450	△ 483	9,974		1,907	8,086						

1. 事業の目的

遊びをととした活動が児童の健全育成に果たす役割の重要性に鑑み、昼間保護者のいない家庭の児童の放課後における居場所の確保を支援し、児童福祉の向上を図る。

2. 事業の概要

就業などにより昼間保護者が家庭にいない児童に対し、放課後等に安心して過ごせる生活の場を与える。
学童クラブを開設し、安全面に配慮しながら児童の発達段階に応じた主体的な遊びや生活を支援する。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
放課後児童対策費（西）	三朝西学童クラブ（直営） 会計年度職員、施設運営費。	12,891	国県 算出基準 利用料
放課後児童対策費（東）	三朝東学童クラブ（三徳地域協議会委託）	7,076	国県 算出基準 利用料
合 計		19,967	

4. その他特記事項

学童利用料の軽減措置

同一世帯において2人以上の児童が利用する場合は、2人目以降の育成料は無料とする。
1月のうち利用日数が10日以内の場合は、育成料を半額免除する。

総合計画での位置付け	第 1 節	学校教育の充実	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	66	予算 科目	10	款	1	項	1	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
教育委員会費	1,909	1,928	△ 19				1,909						

1. 事業の目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育・学術・文化の特質・重要性を踏まえ、教育行政の中立性と安定性の確保を目的とする。

2. 事業の概要

教育委員の活動に係る各種経費。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
教育委員報酬	教育委員報酬（4名）	1,776	—
教育委員会一般活動費	教育委員会開催、学校及び園訪問、研修会・各種行事等参加。	52	—
教育委員視察研修経費	教育委員先進地視察。	81	—
合 計		1,909	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	学校教育の充実	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	67	予算 科目	10	款	1	項	2	目	所属：教育総務課教育総務係				
事業名（大事業）		予算額			財源内訳				(単位：千円)				
		本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源					
教育委員会 事務局費		18,572	12,146	6,426	461				18,111				

1. 事業の目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育・学術・文化の特質・重要性を踏まえ、教育行政の中立性と安定性の確保を目的とする教育委員会の事務局として特色ある本町の教育の展開を支える。

2. 事業の概要

小中学校の魅力ある取り組みに係る各種経費。
小中学校の児童生徒が共通して取り組む教育事業を実施する。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
不登校児童生徒支援事業 補助金	町内の義務教育段階にある児童生徒が、不登校の児童生徒を指導する学校以外の施設に通う場合、その経費を支援する。	300	県算出基準
学校運営支援員配置事業	支援が必要な児童生徒の増加に伴う指導主事の補佐を主に行うため、学校教育経験者を支援員として配置。	2,228	—
外国語支援員配置事業	幼児期から小学校にかけての外国語教育の円滑な推進に向け、イングリッシュシャワープログラムを推進する支援員を配置。	2,517	—
教職員指導力向上 研修事業	学校の教育課題や研究推進計画に関し、授業づくり等に資する講師を派遣。	162	—
三朝町教育ICT 学びの充実推進事業	学校において日常的に教育ICT機器を活用できる体制を構築するため、ICT支援員及びGIGAスクールサポーターを配置するとともに、授業研修を実施。	6,985	県1/2
教育用サーバー等更新費	本町の教育情報を安全に運用するため、整備から7年が経過し更新時期を迎えた教育用サーバーを更新。	6,380	—
合 計		18,572	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	学校教育の充実	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	67	予算 科目	10	款	1	項	3	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係																							
事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)																																
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源																													
教育振興費	4,298	4,772	△ 474	1,276	3,000		22																													
1. 事業の目的 町内在住高校生等の教育に係る経済的な負担の軽減。 2. 事業の概要 県内の高等学校等に通学する費用の一部を補助する。 3. 事業内容 (単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名（中事業）</th> <th>事 業 内 容</th> <th>予算額</th> <th>負担割合等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高校生等 遠距離通学費補助金</td> <td>居住している集落から役場までの距離及び、 公共交通機関を利用する定期券購入費の一部を 補助。</td> <td>4,298</td> <td>県算定基準 過疎債充当</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>4,298</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 4. その他特記事項													事業名（中事業）	事 業 内 容	予算額	負担割合等	高校生等 遠距離通学費補助金	居住している集落から役場までの距離及び、 公共交通機関を利用する定期券購入費の一部を 補助。	4,298	県算定基準 過疎債充当													合 計		4,298	
事業名（中事業）	事 業 内 容	予算額	負担割合等																																	
高校生等 遠距離通学費補助金	居住している集落から役場までの距離及び、 公共交通機関を利用する定期券購入費の一部を 補助。	4,298	県算定基準 過疎債充当																																	
合 計		4,298																																		
総合計画での位置付け	第 2 節	公共交通の確保				☒ 過疎	☐ 辺地																													

予算書 ページ	67-68	予算 科目	10	款	2	項	1	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
小学校 管理運営費	18,006	18,469	△ 463			562	17,444						

1. 事業の目的

児童が教育を受けるための環境整備。

2. 事業の概要

児童の健康管理や災害時の共済給付を行い、安心して教育が受けられる体制を整える。
学校施設維持に必要な経費及び会計年度職員を配置し、安全な施設管理を行う。
多賀町との小学生相互交流を目指し準備を進める。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
小学校運営共通一般経費	教育委員会事務局が所管する学校管理運営経費。 学校医、会計年度職員、施設保守点検、災害共済給付金等。	9,192	災害共済掛金 災害共済給付
小学校運営一般経費	小学校が所管する学校管理運営経費。 学校運営協議会出席者関連経費、需用費、光熱水費、簡易修繕等。	8,730	—
小学生相互交流事業	多賀町との小学生相互交流を目指し、教職員等の学校視察及び協議を行う。	84	—
合 計		18,006	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	学校教育の充実	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	68	予算 科目	10	款	2	項	1	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
小学校運営 特別経費	13,556	14,332	△ 776		2,000		11,556						

1. 事業の目的

きめ細かな教育の実施による知育・徳育・体育の調和の取れた子どもの育成。

2. 事業の概要

特別な支援を必要とする児童に対して、支援員を配置し安定した学校生活を支援する。
外国語教育を充実させるため、外国語指導助手を配置する。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
特別支援教育費	特別な支援を必要とする児童の学校生活に関する支援を行う支援員を配置（3名）。	6,235	—
少人数学級加配教員 配置負担金	県教育委員会が実施している少人数学級の拡充に伴い、指導教員の加配による複数学級化を図る（第4～6学年のいずれかを想定）。	2,000	過疎債充当
小学校外国語指導助手 活動費	外国語教育の充実に向け外国語指導助手を配置（1年目）。小学校だけでなく、園や中学校での外国語活動も実施。	5,172	—
小学校特別備品整備費	臨時的な学校備品を整備（リソグラフ更新、用品基金5/5年目）。	149	基金充当
合 計		13,556	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	学校教育の充実	☒ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	--	-----------------------------

予算書 ページ	68	予算 科目	10	款	2	項	1	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係																							
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)																												
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源																													
小学校 施設管理費	1,365,092	164,120	1,200,972	198,925	1,165,100		1,067																													
1. 事業の目的 安心して教育を受けられる学校施設の整備。 2. 事業の概要 施設の維持修繕を適切に行う。 新たな小学校施設の整備を進める。 3. 事業内容 (単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名（中事業）</th> <th>事 業 内 容</th> <th>予算額</th> <th>負担割合等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校施設維持修繕費</td> <td>緊急的な施設維持修繕に係る経費。</td> <td>400</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小学校施設整備事業</td> <td>新たな小学校施設整備に向けた委託費（町民プール解体設計・監理、小学校建設工事監理等）及び工事請負費（町民プール解体、プール棟建設、校舎建設等）。</td> <td>1,364,692</td> <td>国算定基準 過疎債充当</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>1,365,092</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 4. その他特記事項													事業名（中事業）	事 業 内 容	予算額	負担割合等	小学校施設維持修繕費	緊急的な施設維持修繕に係る経費。	400	—	小学校施設整備事業	新たな小学校施設整備に向けた委託費（町民プール解体設計・監理、小学校建設工事監理等）及び工事請負費（町民プール解体、プール棟建設、校舎建設等）。	1,364,692	国算定基準 過疎債充当									合 計		1,365,092	
事業名（中事業）	事 業 内 容	予算額	負担割合等																																	
小学校施設維持修繕費	緊急的な施設維持修繕に係る経費。	400	—																																	
小学校施設整備事業	新たな小学校施設整備に向けた委託費（町民プール解体設計・監理、小学校建設工事監理等）及び工事請負費（町民プール解体、プール棟建設、校舎建設等）。	1,364,692	国算定基準 過疎債充当																																	
合 計		1,365,092																																		
総合計画での位置付け	第 1 節	学校教育の充実				☒ 過疎	☐ 辺地																													

予算書 ページ	68-69	予算 科目	10	款	2	項	2	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
小学校 教育振興費	21,098	18,403	2,695	2,550			18,548						

1. 事業の目的

教育活動に必要な支援と保護者の負担軽減を行うことによる教育の充実。

2. 事業の概要

遠距離通学児童保護者及び就学援助の必要な保護者に対し、経済的な支援を行う。
ICT機器及びデジタル教材などを整備し、GIGAスクール構想の実現により児童の学力向上を図る。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
小学校遠距離 通学費補助金	2 km以上離れた集落から通学する児童の保護者に通学費を補助（定期券利用者へは現物を支給）。	7,357	国1/2 (4km以上)
小学校準要保護 児童援助費	経済的理由により就学困難と認められる児童の保護者に学用品費などの援助を行う。	3,378	—
小学校教科書改訂 特別経費	特別支援学級への進級に伴う教師用教科書・指導書の不足分整備等。	1,021	—
小学校OA機器等 備品整備費	児童用タブレット整備（用品基金5/5年目、リース契約3/5年目）、校務用PC10台更新、教室用プロジェクター1台更新等。	5,044	基金充当
小学校特別支援教育 就学奨励費補助金	特別支援学級に在籍する児童保護者の経済的負担を軽減する。	1,034	国1/2
小学校教育振興一般経費	教育活動で必要となる校外活動や教材費、学力検査や学校図書の実費を削減する経費。	3,264	—
合 計		21,098	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節 2	学校教育の充実 公共交通の確保	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	------------	--------------------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	69	予算 科目	10	款	3	項	1	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
中学校 管理運営費	17,142	16,325	817	856		671	15,615						

1. 事業の目的

生徒が教育を受けるための環境整備。

2. 事業の概要

生徒の健康管理や災害時の共済給付を行い、安心して教育が受けられる体制を整える。
学校施設維持に必要な経費及び会計年度職員を配置し、安全な施設管理を行う。
教員の働き方改革に資する部活動指導員等を配置する。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
中学校運営一般経費	中学校が所管する学校管理運営経費。 学校運営協議会出席者関連経費、需用費、光熱水費、簡易修繕等。	7,982	—
中学校運営共通一般経費	教育委員会事務局が所管する学校管理運営経費。 学校医、会計年度職員、施設保守点検、災害共済給付金等。	7,789	災害共済掛金 災害共済給付
中学校運動部活動 外部指導者派遣事業	運動部活動の充実及び教員の働き方改革を図るため、部活動指導員及び部活動外部指導者を配置。	1,371	指導員 国県2/3 指導者 県1/2
合 計		17,142	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	学校教育の充実	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	69-70	予算 科目	10	款	3	項	1	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
中学校運営 特別経費	12,851	13,441	△ 590				12,851						

1. 事業の目的

きめ細かな教育の実施による知育・徳育・体育の調和の取れた子どもの育成。

2. 事業の概要

特別な支援を必要とする生徒に対して、支援員を配置し安定した学校生活を支援する。
外国語教育を充実させるため、外国語指導助手を配置する。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
中学校特別備品整備費	臨時的な学校備品を整備（リソグラフ更新、用品基金2/5年目）。	198	基金充当
不登校対策支援員 配置事業	不登校傾向にある生徒に対応するため、支援員を配置（1名）。	1,991	基金充当
心の教室相談員設置費	生徒の悩みを軽減するため、心の教室相談員を配置（1名）。	1,132	基金充当
特別支援教育費	特別な支援を必要とする生徒の学校生活における支援を行う支援員を配置（2名）。	4,519	—
外国語指導助手活動費	外国語教育の充実に向け、外国語指導助手を配置（R4.1月～欠員中、新規1名）。	5,011	—
合 計		12,851	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	学校教育の充実	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	70	予算 科目	10	款	3	項	1	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係																							
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)																												
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源																													
中学校 施設管理費	400	502	△ 102				400																													
1. 事業の目的 安心して教育を受けられる学校施設の整備。 2. 事業の概要 施設の維持修繕を適切に行う。 3. 事業内容 (単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名（中事業）</th> <th>事 業 内 容</th> <th>予算額</th> <th>負担割合等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学校施設維持修繕費</td> <td>緊急的な施設維持修繕に係る経費。</td> <td>400</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>400</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>													事業名（中事業）	事 業 内 容	予算額	負担割合等	中学校施設維持修繕費	緊急的な施設維持修繕に係る経費。	400	—													合 計		400	
事業名（中事業）	事 業 内 容	予算額	負担割合等																																	
中学校施設維持修繕費	緊急的な施設維持修繕に係る経費。	400	—																																	
合 計		400																																		
4. その他特記事項																																				
総合計画での位置付け	第 1 節	学校教育の充実				☐ 過疎	☐ 辺地																													

予算書 ページ	70	予算 科目	10	款	3	項	2	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
中学校 教育振興費	12,751	14,404	△ 1,653	587			12,164						

1. 事業の目的

教育活動に必要な支援と保護者の負担軽減を行うことによる教育の充実。

2. 事業の概要

遠距離通学生徒保護者及び就学援助の必要な保護者に対し、経済的な支援を行う。
ICT機器及びデジタル教材などを整備し、GIGAスクール構想の実現により生徒の学力向上を図る。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
中学校教育振興一般経費	教育活動で必要となる校外活動や教材費、学力検査や学校図書の実費を返還する経費。	3,233	—
中学校遠距離通学費補助金	2 km以上離れた集落から通学する生徒の保護者に通学費を補助。	2,000	
中学校準要保護生徒援助費	経済的理由により就学困難と認められる生徒の保護者に学用品費などの援助を行う。	4,340	—
中学校教科書改訂特別経費	学習指導要領改訂に伴う教科書の変更に対応し、教師用教科書及び指導書等を購入（用品基金2/4年目）。	757	—
中学校OA機器等備品整備費	生徒用タブレット整備（リース契約3/5年目）、周辺機器整備等。	1,245	基金充当
中学校特別支援教育就学奨励費補助金	特別支援学級に在籍する生徒保護者の経済的負担を軽減する。	1,176	国1/2
合 計		12,751	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節 2	学校教育の充実 公共交通の確保	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	------------	--------------------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	36	予算 科目	2	款	1	項	8	目	所属：	教育総務	課	調理センター	
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
調理センター 施設費	2,217	2,479	△ 262				2,217						

1. 事業の目的

施設及び調理機器の維持管理を行い、安心安全な給食を提供する。

2. 事業の概要

施設及び調理機器の維持管理を適切に行う。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
調理センター施設管理費	施設及び調理機器の修繕、清掃管理、警備、消防点検等。	2,217	
合 計		2,217	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	学校教育の充実	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	74	予算 科目	10	款	5	項	3	目	所属：	教育総務	課	調理センター	
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
学校給食費	34,489	27,250	7,239		7,500		26,989						

1. 事業の目的

安全で安心な給食を提供するとともに地産地消を推進し、児童生徒の食育推進を図る。

2. 事業の概要

給食調理業務、アレルギー対応食調理業務、衛生管理業務、給食配送業務、地産地消の推進及び、調理センター床修繕工事。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
調理センター一般経費	調理センター運営経費。	26,899	—
調理センター施設改修費	調理センター塗床全面改修工事。	7,590	過疎債充当
合 計		34,489	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	学校教育の充実	☒ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	--	-----------------------------

予算書 ページ	44	予算 科目	3	款	1	項	1	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
人権・同和対策費	787	619	168	493			294						

1. 事業の目的

自治体の責務として人権教育および人権啓発を推進する。あらゆる差別と偏見を許さない人権尊重のまち・三朝町の実現を目指し、町民ニーズをふまえて人権学習や啓発活動を効果的かつ継続的に推進する。

（１）人権学習の充実 町民一人ひとりが人権問題を単に知識として学ぶだけでなく、日常生活における人権侵害や差別、不合理に気づく視点を持ち、人権感覚を育んでいくための学習を推進する。

（２）人権教育・啓発推進体制の充実 家庭・学校・地域や職場、人権擁護委員・民生委員等との連携を強化して、町ぐるみの啓発体制を整える。

2. 事業の概要

講演会、研修会による人権教育の推進、啓発を行う。【財源：法務省人権啓発地域活性化事業委託金】

- ・「差別をなくする三朝町集会」の開催
- ・「三朝町人権教育講座」の開催
- ・人権啓発番組の作成、放映

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
人権啓発講演会等事業	「差別をなくする三朝町集会」の開催 時期：令和4年11月に開催予定 対象：全町民 内容：町内団体等の実践発表会、人権講演会、パネル展示 「三朝町人権教育講座」の開催 日常生活の中の様々な人権課題を正しく知り、問題解決のための正しい行動に自発的に結びつく契機となる研修会を開催する。 ※「部落解放月間」の時期に合わせて実施（7～9月に開催予定） 人権啓発番組の作成、放映 三朝中学校の生徒による人権劇をNCNで放映し、町民に人権について考えていただく機会を創出する。	787	国 10/10 (対象経費)
合 計		787	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	生涯学習の振興	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	55	予算 科目	6	款	1	項	12	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
トレーニングセンター管理費	1,415	1,112	303			300	1,115						

1. 事業の目的

町民の健康増進を目的とした生涯スポーツ、児童・生徒の学校教育（体育授業）等に幅広く活用していただくため、施設を適正に管理・運営し、町民のスポーツ活動の推進及び健康の増進に資する。

2. 事業の概要

トレーニングセンターの維持管理・運営を行う。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
トレーニングセンター 火災共済保険料	トレーニングセンター火災共済保険料	55	—
トレーニングセンター 一般経費	トレーニングセンター維持管理のための必要経費 (消耗品費、光熱水費、修繕料、清掃・設備点検委託費等)	1,017	—
トレーニングセンター 維持補修費	トレーニングセンター女子トイレ改修費 和式便器を1据 洋式便器に改修する。	343	
合 計		1,415	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	スポーツの振興	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	70-71	予算 科目	10	款	4	項	1	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係																																			
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)																																								
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源																																									
社会教育総務一般経費	575	584	△ 9					575																																								
1. 事業の目的 町民が生涯にわたって自主的に学習に取り組み、生き生きと豊かな人生を過ごすことができるよう、社会教育を推進する。 町民からの意見、有識者からの助言や指導、関係団体との連携などにより各種事業を展開する。 2. 事業の概要 ・社会教育委員会の開催 ・各種団体への負担金 など 3. 事業内容 (単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名（中事業）</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> <th>負担割合等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会教育一般経費</td> <td>社会教育委員会の開催経費 社会教育活動における一般事務消耗品経費</td> <td>258</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>鳥取県公民館連合会負担金</td> <td>公民館相互の連携を深め社会教育の振興に寄与することを目的とする鳥取県公民館連合会の負担金</td> <td>4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>鳥取県社会教育協議会負担金</td> <td>県単位の効率的な社会教育の推進のため県内市町村教育委員会のほか県内社会教育団体で組織する協議会の負担金</td> <td>5</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>鳥取県社会教育委員連絡協議会会費</td> <td>県内各市町村の社会教育委員の研修・情報交換を目的に組織する協議会の負担金</td> <td>12</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>東伯郡社会教育協議会負担金</td> <td>社会教育効果向上を目的に東伯郡4町のほか郡内の社会教育団体で構成する協議会の負担金</td> <td>40</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>倉吉地区少年補導センター負担金</td> <td>倉吉警察署管内の少年の非行防止、健全育成を目的とする倉吉地区少年補導センターの負担金</td> <td>256</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>575</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 4. その他特記事項													事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等	社会教育一般経費	社会教育委員会の開催経費 社会教育活動における一般事務消耗品経費	258	—	鳥取県公民館連合会負担金	公民館相互の連携を深め社会教育の振興に寄与することを目的とする鳥取県公民館連合会の負担金	4	—	鳥取県社会教育協議会負担金	県単位の効率的な社会教育の推進のため県内市町村教育委員会のほか県内社会教育団体で組織する協議会の負担金	5	—	鳥取県社会教育委員連絡協議会会費	県内各市町村の社会教育委員の研修・情報交換を目的に組織する協議会の負担金	12	—	東伯郡社会教育協議会負担金	社会教育効果向上を目的に東伯郡4町のほか郡内の社会教育団体で構成する協議会の負担金	40	—	倉吉地区少年補導センター負担金	倉吉警察署管内の少年の非行防止、健全育成を目的とする倉吉地区少年補導センターの負担金	256	—					合 計		575	
事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等																																													
社会教育一般経費	社会教育委員会の開催経費 社会教育活動における一般事務消耗品経費	258	—																																													
鳥取県公民館連合会負担金	公民館相互の連携を深め社会教育の振興に寄与することを目的とする鳥取県公民館連合会の負担金	4	—																																													
鳥取県社会教育協議会負担金	県単位の効率的な社会教育の推進のため県内市町村教育委員会のほか県内社会教育団体で組織する協議会の負担金	5	—																																													
鳥取県社会教育委員連絡協議会会費	県内各市町村の社会教育委員の研修・情報交換を目的に組織する協議会の負担金	12	—																																													
東伯郡社会教育協議会負担金	社会教育効果向上を目的に東伯郡4町のほか郡内の社会教育団体で構成する協議会の負担金	40	—																																													
倉吉地区少年補導センター負担金	倉吉警察署管内の少年の非行防止、健全育成を目的とする倉吉地区少年補導センターの負担金	256	—																																													
合 計		575																																														
総合計画での位置付け	第 1 節	次代を担う人づくりの推進 生涯学習の振興				☐ 過疎	☐ 辺地																																									

予算書 ページ	71	予算 科目	10	款	4	項	1	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
人権・同和教育 事業費	1,719	1,898	△ 179				1,719						

1. 事業の目的

全町民に人権問題についての正しい認識を広げるとともに、差別のない地域づくりを推進するために、三朝町の人権政策（方針・目的）に沿った人材教育、啓発活動を実施できる団体「三朝町人権教育推進協議会」に事業を委託する。

2. 事業の概要

- 1 人権教育の学習内容、方法の研究を行うこと。
- 2 人権教育に関する研修・講習会を開催すること。
- 3 人権教育に関する資料の収集、作成、提供を行うこと。
- 4 各種団体・機関等との連携と相互の交流を行うこと。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
人権教育推進員設置事業	人権教育推進員を設置し、啓発・研修計画の作成・実施、および関係団体の育成指導にあたり人権尊重の町づくりを推進する。	959	—
町人権教育推進協議会委託金	人権学級の開催、協力員の研修 全国人権・同和教育研究大会（奈良）、人権尊重社会を実現する鳥取県集会（鳥取市）、中学3年生の人権学習交流会の派遣 啓発紙「共に生きる」、「人推協だより」の発行 事業所研修会の支援（企画、講師派遣等）	750	—
鳥取県人権教育推進協議会負担金	鳥取県人権教育推進協議会に参画し、県内における人権教育の連携を取りながら、幅広い視野で人権教育を推進する。	10	—
合 計		1,719	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	生涯学習の振興	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	71	予算 科目	10	款	4	項	1	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係
事業名（大事業）	予算額							財源内訳 (単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較		国県支出金	地方債	その他	一般財源					
青少年育成事業費	3,559	3,814	△ 255		1,000		798	1,761					

1. 事業の目的

地域全体での青少年の健全育成を支援する体制づくりに資する。

2. 事業の概要

学校と地域との連携を構築し、地域ぐるみで学校を支援、やさしくたくましい三朝町の子どもを育成するための各種事業を実施する。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
コミュニティ・スクール推進事業	小中学校でコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入する。 学校運営協議会と学校支援ボランティアの取組を推進する。 ※補助事業：学校・家庭・地域連携協力推進事業	453	国1/3、県1/3
鳥取県子ども会育成連絡協議会負担金	鳥取県子ども会育成連絡協議会負担金	3	—
青少年団体育成事業	中高生のボランティア活動を支援する。 （中学生、高校生の地域参画を目的に活動予定）	73	—
青少年劇場開催事業	児童・生徒に優れた芸術を鑑賞する機会を提供し、豊かな情操を培い、健全な育成に資する。 令和4年度は小学生を対象。	699	基金充当
未来を拓けみささっ子創造事業	全国的または世界的に活躍されている方を講師として招き、小・中学生（保護者を含む）を対象に講演会を実施し、将来に対する夢を抱き、その実現に向けて努力する児童生徒の育成に資する。	344	—
青少年育成町民会議補助金	青少年育成三朝町民会議が実施する事業に対する補助金	50	—
地域が育てる子ども総合対策事業	・みささ青空体験塾(NPO法人に事業委託) 地域の力で児童に体験活動の機会を提供することを目的に実施。月1回土曜日。通年。 ・夏休みわくわく体験塾 夏休み中の子どもの体験活動の機会を提供。全4回 ※補助事業：学校・家庭・地域連携協力推進事業	889	国1/3、県1/3
三朝町・城陽市文化スポーツ交流事業	姉妹都市盟約を締結している京都府城陽市との児童間交流事業。互いの地域文化を知り、親睦を深める。 令和4年度は城陽市で開催。	657	—
みささ町かがやく子どもフェスティバル開催事業	各種青少年育成事業を広く町内外に向けて発信し、子ども達の成長を喜び、励まし、支える機運を高める機会とする。 活動発表、ものづくり・食育体験、各種イベントを開催。 ※補助事業：学校・家庭・地域連携協力推進事業	391	国1/3、県1/3
合 計		3,559	

4. その他特記事項

・R3年までの学校支援推進事業による学校支援ボランティアの取組はコミュニティ・スクール推進事業で実施する。

総合計画での位置付け	第 1 節	学校教育の充実 次代を担う人づくりの推進	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	-------------------------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	71	予算 科目	10	款	4	項	1	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
成人教育事業費	241	381	△ 140			175	66						

1. 事業の目的

- ・町民に生涯学習の場を提供し、社会参加の啓発を図る。
- ・町民が「今、知りたいこと」を把握し、幅広い年代で生涯学習の場を提供する。
- ・学校教育を離れた町民を対象に生涯学習の場を提供し社会参加の啓発を図る。

2. 事業の概要

生涯学習講座「三朝大学」を開催する。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
生涯学習講座「三朝大学」 開催経費	生涯学習講座の開催 年8回（5～12月 毎月1回開催） 生活の中で身近なテーマによる講座、お出かけ講座などを実施する。	241	—
合 計		241	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	生涯学習の振興	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	71	予算 科目	10	款	4	項	1	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
家庭教育事業費	80	80		53			27						

1. 事業の目的

- ・子どもの年代に応じた「子育て・親育ち講座」を開催する。
(各学校、保育園、こども園で開催)

2. 事業の概要

- ・子どもの年代に応じた「子育て・親育ち講座」を開催する。
(各学校、保育園、こども園で開催)

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
家庭教育支援推進事業	子どもの年代に応じた「子育て・親育ち講座」を開催する。 各保育園・小学校・中学校の保護者・PTAを対象 ※補助事業：学校・家庭・地域連携協力推進事業	80	国1/3、県1/3
合 計		80	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	生涯学習の振興	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	71-72	予算 科目	10	款	4	項	3	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
文化振興費	595	667	△ 72				595						

1. 事業の目的

- ・町民の文化芸術の振興を図り、心豊かな町民生活及び活力ある社会の実現に寄与する。

2. 事業の概要

- ・町文化団体連絡協議会の活動を支援する。
- ・町内児童・生徒対象の 読書感想文コンクールと絵画コンクール・動画コンクールを開催する。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
文化振興事業費	・町文化団体連絡協議会の活動を支援する。 - 町芸能文化祭の開催の支援 - 各文化サークルの活動の支援 ・読書感想文、絵画及び動画コンクールを開催する。 (対象：町内児童・生徒)	345	—
三朝町将棋フェスティバル開催事業	これまで行ってきた「山口恵梨子杯将棋大会」を踏まえ、日本の伝統文化である将棋に親しむ機会を創る。将棋大会や将棋教室を行う。 開催にあたり日本将棋連盟鳥取県キッズ支部に委託する。	250	—
合 計		595	

4. その他特記事項

山口恵梨子杯将棋大会を将棋フェスティバルに事業形態を変更し、より町民に向けた文化振興、世代間交流の促進を主目的とする。

総合計画での位置付け	第 1 節	文化芸術の振興	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	73	予算 科目	10	款	5	項	1	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
保健体育総務費	3,743	4,489	△ 746				3,743						

1. 事業の目的

町民が健康で笑顔あふれる町づくりのため、町民のスポーツ活動を支援、推進する。「町民一人1スポーツ」を目標に事業を展開する。

町民が幅広くスポーツに親しむ場と環境を提供しスポーツの振興を図る。

2. 事業の概要

- ・東伯郡民スポーツ・レクリエーション祭（スポレク祭）、県民スポレク祭への派遣
- ・中部地区駅伝競走大会への派遣
- ・三朝町駅伝競走大会の開催
- ・三朝町体育協会への事業委託
- ・各種団体への負担金 など

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
保健体育一般経費	中部地区駅伝競走大会への支援（役員謝金、選手保険代等） 三朝町駅伝競走大会の開催（交通指導委員出勤費、送迎バス代等）、東伯郡民スポレク祭出場者への支援（保険代） 町体育大会等体育事業の開催、表彰	252	—
三朝町体育協会委託金	郡民スポレク祭、県民スポレク祭への選手派遣 中部地区駅伝競走大会、米子鳥取間駅伝大会への選手派遣 各種スポーツ大会の開催、三朝町駅伝競走大会の開催 各競技団体の育成強化 など	2,000	—
三朝町スポーツ少年団補助金	スポーツ少年団の活動を支援する。 スポーツ少年団11団体の指導者報酬、保険料など	947	—
東伯郡体育協会負担金	東伯郡体育協会への負担金（郡民スポレク祭の開催経費等）	144	—
全国・中国大会等参加助成金	全国・中国大会等に出場する選手等への助成金	400	—
合 計		3,743	

4. その他特記事項

R3年度は東京2020オリンピック・パラリンピック聖火リレー実施事業を行っている。

総合計画での位置付け	第 1 節	スポーツの振興	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	73-74	予算 科目	10	款	5	項	1	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
スポーツ推進委員活動事業費	1,114	888	226				1,114						

1. 事業の目的

- ・スポーツ推進委員により、本町の生涯スポーツ事業の発展及び普及を図る。
- ・町民の生涯スポーツ活動を推進し、健康増進等を図る。

2. 事業の概要

生涯スポーツの普及・推進を図るためのスポーツ推進委員の報酬、活動経費等

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
スポーツ推進委員報酬	年額報酬 48,000円／人 × 12名	576	—
スポーツ推進委員活動費	生涯スポーツの普及・指導 定例会の開催 県・郡の研修会、全国大会・中国大会への参加 ジャージの更新（委員12名分）	514	—
鳥取県スポーツ推進委員協議会負担金	鳥取県内のスポーツ推進委員が研修や情報交換を行い、互いの知識・技術向上を図るための協議会の負担金	18	—
東伯郡スポーツ推進委員連絡協議会負担金	東伯郡内のスポーツ推進委員が研修や情報交換を行い、互いの知識・技術向上を図るための協議会の負担金	6	—
合 計		1,114	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	スポーツの振興	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	74	予算 科目	10	款	5	項	2	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
体育施設一般管理費	7,352	6,315	1,037			1,921	5,431						

1. 事業の目的

町民の健康増進を目的とした生涯スポーツ、児童・生徒の学校教育（体育授業）等に幅広く活用していただくため、施設を適正に管理・運営し、町民のスポーツ活動の推進及び健康の増進に資する。

2. 事業の概要

野球場、テニスコート、多目的スポーツ広場、陸上競技場、及び町民武道館の維持管理・運営を行う。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
野球場一般管理経費	野球場の維持管理、電気設備等の保守点検	2,740	—
テニスコート（人工芝）一般管理経費	美の田テニス場テニスコート（人工芝）の維持管理	28	—
多目的スポーツ広場一般管理経費	多目的スポーツ広場の維持管理	164	—
陸上競技場一般管理経費	陸上競技場の維持管理	234	—
武道館一般管理経費	町民武道館の維持管理	259	—
体育施設一般管理経費	管理業者（町シルバー人材センター）への施設管理業務委託事業	2,393	—
体育施設火災共済保険料	体育施設火災共済保険料	73	—
野球場維持補修費	野球場、美の田テニス場におけるナイター照明の不点灯ランプの交換。14個	1,461	—
合 計		7,352	

4. その他特記事項

町民プール（本泉）は令和4年度から中学校施設として管理を行う。（3月定例会で社会体育施設の条例改正を上程）

総合計画での位置付け	第 1 節	スポーツの振興	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	72	予算 科目	10	款	4	項	4	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係
事業名（大事業）	予算額						財源内訳（単位：千円）						
	本年度	前年度	比 較		国県支出金	地方債	その他	一般財源					
文化財保護調査 経費	1,078	1,281	△ 203					1,078					
1. 事業の目的													
文化財の保存及び活用に関し教育委員会の諮問に答え、教育委員会に意見具申し、又はこのために必要な調査を行うために文化財保護調査委員会を設置する。 本町の文化財調査、保存及び活用に係る経費を計上するとともに、三徳山の世界遺産登録推進を図るため、関連調査等を実施する。													
2. 事業の概要													
・ 委員会の開催 ・ 定例軽易な事務費 ・ 世界遺産登録推進に係る調査 ・ 加盟団体への負担金													
3. 事業内容													
(単位：千円)													
事業名（中事業）	事 業 内 容						予算額	負担割合等					
文化財保護調査委員会費	文化財の保存と活用に関して教育委員会の諮問に答え、意見を具申し、このために必要な調査を行うことを目的に設置。委員会開催による協議や開発事業との調整に係る現地確認等調査を行う。						304	－					
文化財調査一般経費	本町の文化財保護・調査・活用に係る事務経費。 文化財に関する文化庁協議、全国史跡整備市町村協議会等への参加経費						623	－					
世界遺産登録推進調査経費	三徳山世界遺産登録を推進するため、調査研究、情報収集等を行い価値を高める取組みを継続して実施する。						126	－					
全国史跡整備市町村協議会負担金	史跡整備の推進を図るため加盟している組織「全国史跡整備市町村協議会」への負担金						20	－					
全国史跡整備中国地区協議会負担金	史跡整備の推進を図るため加盟している組織「全国史跡整備市町村協議会中国地区協議会」への負担金						5	－					
合 計						1,078							
4. その他特記事項													
・ R3年までのユネスコ世界遺産登録活動事業は世界遺産登録推進調査経費に統合。													
総合計画での位置付け	第 4 節		観光の町の推進 文化財の保存と活用					☐ 過疎		☐ 辺地			

予算書 ページ	72	予算 科目	10	款	4	項	4	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係																													
事業名（大事業）	予算額				財源内訳				(単位：千円)																																	
	本年度	前年度	比 較		国県支出金	地方債	その他	一般財源																																		
文化財保存事業 費	2,680	67,695	△ 65,015		1,767		350	563																																		
1. 事業の目的 文化財の適正な保存と活用を図り、町民の文化の向上に資するとともに、確実に後世へ継承する。 三徳山の文化的価値を明らかにし、世界遺産登録の推進を図る。 2. 事業の概要 ・三徳山の価値を明らかにするための埋蔵文化財調査 ・日本遺産三徳山三朝温泉を守る会の環境整備、保存活動、認知向上の取り組みへの支援 ・町内に存する県指定文化財の防犯対策への支援 3. 事業内容 (単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名（中事業）</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> <th>負担割合等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三徳山遺跡発掘調査等事業</td> <td>三徳山南麓の神倉地内の通称「湯」地区及び 県道鳥取鹿野倉吉線坂本バイパス予定地の発掘 調査を実施する。（国・県補助事業）</td> <td>2,002</td> <td>国:1/2 県:1/3 (国補助残の2/3)</td> </tr> <tr> <td>日本遺産活用推進協議会 補助金（保存事業）</td> <td>日本遺産三徳山三朝温泉を守る会が行う活動に対し て補助金を交付し、三徳山三朝温泉の環境整備、保存 活動や啓発を行う。</td> <td>350</td> <td>基金充当</td> </tr> <tr> <td>県指定文化財保存・保護 事業費補助金</td> <td>県指定文化財「神像」が存置する集落神社の防 犯対策として、神社の扉の改修と防犯対策装置 設置に対して県とともに補助を行う。</td> <td>328</td> <td>県:4/9 町:5/9</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>2,680</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 4. その他特記事項 ・ジンショと御幸行列は「日本遺産を活用した文化観光イベント補助金」を創設して引き続き支援する。 ・日本遺産活用推進協議会補助金として、日本遺産三徳山三朝温泉を守る会の活動を支援する。 ・R3年度で名勝及び史跡三徳山史跡等買い上げ事業は完了した。 <table border="1"> <tr> <td>総合計画での位置付け</td> <td>第 4 節</td> <td>観光の町の推進 文化財の保存と活用</td> <td>☐ 過疎</td> <td>☐ 辺地</td> </tr> </table>														事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等	三徳山遺跡発掘調査等事業	三徳山南麓の神倉地内の通称「湯」地区及び 県道鳥取鹿野倉吉線坂本バイパス予定地の発掘 調査を実施する。（国・県補助事業）	2,002	国:1/2 県:1/3 (国補助残の2/3)	日本遺産活用推進協議会 補助金（保存事業）	日本遺産三徳山三朝温泉を守る会が行う活動に対し て補助金を交付し、三徳山三朝温泉の環境整備、保存 活動や啓発を行う。	350	基金充当	県指定文化財保存・保護 事業費補助金	県指定文化財「神像」が存置する集落神社の防 犯対策として、神社の扉の改修と防犯対策装置 設置に対して県とともに補助を行う。	328	県:4/9 町:5/9				—	合 計		2,680		総合計画での位置付け	第 4 節	観光の町の推進 文化財の保存と活用	☐ 過疎	☐ 辺地
事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等																																							
三徳山遺跡発掘調査等事業	三徳山南麓の神倉地内の通称「湯」地区及び 県道鳥取鹿野倉吉線坂本バイパス予定地の発掘 調査を実施する。（国・県補助事業）	2,002	国:1/2 県:1/3 (国補助残の2/3)																																							
日本遺産活用推進協議会 補助金（保存事業）	日本遺産三徳山三朝温泉を守る会が行う活動に対し て補助金を交付し、三徳山三朝温泉の環境整備、保存 活動や啓発を行う。	350	基金充当																																							
県指定文化財保存・保護 事業費補助金	県指定文化財「神像」が存置する集落神社の防 犯対策として、神社の扉の改修と防犯対策装置 設置に対して県とともに補助を行う。	328	県:4/9 町:5/9																																							
			—																																							
合 計		2,680																																								
総合計画での位置付け	第 4 節	観光の町の推進 文化財の保存と活用	☐ 過疎	☐ 辺地																																						

予算書 ページ	76	予算 科目	11	款	4	項	1	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係																								
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)																													
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源																														
災害復旧費	3,595		3,595	1,139	2,400		56																														
1. 事業の目的 令和3年7月に発生した梅雨前線豪雨災害による名勝小鹿溪における被災箇所の復旧事業を実施する。 2. 事業の概要 ・被災箇所の災害復旧（倒木、落石撤去、洗堀箇所の復旧、柵、階段）工事を行う。 3. 事業内容 (単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名（中事業）</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> <th>負担割合等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単独災害復旧事業（名勝小鹿溪）</td> <td>令和3年7月に発生した梅雨前線豪雨災害による名勝小鹿溪における被災箇所の復旧事業を実施する。（国・県補助事業）</td> <td>3,595</td> <td>国:70% 県:10% (国補助残の1/3)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>3,595</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 4. その他特記事項 ・国・県費とも人工物（柵、階段等）の復旧は補助対象外。														事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等	単独災害復旧事業（名勝小鹿溪）	令和3年7月に発生した梅雨前線豪雨災害による名勝小鹿溪における被災箇所の復旧事業を実施する。（国・県補助事業）	3,595	国:70% 県:10% (国補助残の1/3)												—	合 計		3,595	
事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等																																		
単独災害復旧事業（名勝小鹿溪）	令和3年7月に発生した梅雨前線豪雨災害による名勝小鹿溪における被災箇所の復旧事業を実施する。（国・県補助事業）	3,595	国:70% 県:10% (国補助残の1/3)																																		
			—																																		
合 計		3,595																																			
総合計画での位置付け	第 4 節	観光の町の推進 文化財の保存と活用			☐ 過疎		☐ 辺地																														

予算書 ページ	72	予算 科目	10	款	4	項	6	目	所属： 図書館 課 係				
事業名（大事業）		予算額				財源内訳 (単位：千円)							
		本年度	前年度	比 較		国県支出金	地方債	その他	一般財源				
図書館管理運営費		21,065	21,195	-130				31	21,034				

1. 事業の目的

- ・ 町民一人ひとりの生涯にわたる自主的な学習を支えること
- ・ 暮らしや仕事や趣味、地域の問題解決に役に立つこと
- ・ 郷土の歴史と特性を大事にし、豊かな文化を創造すること
- ・ 人と本、人と人との出会いを広げ、ゆとりとぬくもりを感じられる居場所となること
- ・ 学校、家庭、地域を結び、地域教育力の向上を支える

2. 事業の概要

- ・ 図書館として所蔵する図書の充実を図り、利用者に喜ばれる図書館づくりを行う。
- ・ 各種研修、自己研鑽により職員の資質向上に努める。
- ・ 図書館システムを活用しながら、正確に効率よく図書館業務を遂行する。
- ・ 地域住民や各種団体と協働した企画展示を実施し、利用者の興味や関心、利用の満足度の向上に努める。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
図書館一般管理費	・ 会計年度任用職員雇用費（5名） 12,444 ・ 図書館協議会運営費 64 ・ 図書館活動費 1,062 （消耗品費／講座等講師謝金／通信費等） - 英語村の講座及び季節ごとのイベント開催等 ・ 図書館システム維持管理費 1,747 ・ 簡易修繕費 50	15,367	—
図書等整備費	・ 消耗品費（雑誌、新聞） 859 ・ 図書データ使用料 294 ・ 備品購入費 （図書） 3,000 （ネットワーク機器更新） 1,540	5,693	—
鳥取県図書協会負担金	・ 鳥取県図書館協会負担金 5	5	—
合 計		21,065	

4. その他特記事項

- ・ 平成28年度に導入した図書館システムの機器の一部の保証が令和4年10月末で切れることにより、ネットワーク関連機器等の一部更新を行う。

総合計画での位置付け	第 1 節	生涯学習の振興	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	72	予算 科目	10	款	4	項	6	目	所属：	図書館	課		係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
図書館施設管理費	3,575	3,755	△ 180				3,575						

1. 事業の目的

図書館施設の適正な維持管理による、安心安全で快適な居場所の提供

2. 事業の概要

- ・感染症予防の観点から、室内換気等を行いながらも、空調の適正稼働を行い快適で安心安全な読書環境を提供していく。
- ・電気、機械設備の点検管理及び清掃等の施設維持管理を専門業者に委託し、機器及びの施設の安定使用と長寿命化を図る。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
図書館火災共済保険料	・建物災害共済保険料 28	28	—
図書館施設一般管理費	・施設管理等 2,403 （消耗品費、光熱水費、図書館車点検費等） ・施設管理業務委託費 757 （清掃、警備、リフト、電気保安、消防点検等） ・備品購入費 387	3,547	—
合 計		3,575	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	生涯学習の振興	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

議案第 4 号

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 25 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【条例改正の理由】

町民プールは昭和 43 年に、広く町民が利用することを目的に社会体育施設として整備したが、近年、町民の利用がなく、主に中学校の体育の授業で利用している状況であることから、本施設を学校施設として位置付け、適切な管理運営を行うもの。

【条例改正の概要】

町民プールを本条例における三朝町立社会体育施設から削除する。

【施行期日】

令和 4 年 4 月 1 日

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年 月 日

三 朝 町 長

三朝町条例第 号

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和44年三朝町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後	改正前														
（設置） 第2条 町民の心身の健全な発達に寄与するため、次のとおり三朝町立社会体育施設（以下「体育施設」という。）を設置する。 <table><tr><th>施設名</th><th>設置場所</th></tr><tr><td>町民武道館</td><td>三朝町大字本泉510番地</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	施設名	設置場所	町民武道館	三朝町大字本泉510番地	略		（設置） 第2条 町民の心身の健全な発達に寄与するため、次のとおり三朝町立社会体育施設（以下「体育施設」という。）を設置する。 <table><tr><th>施設名</th><th>設置場所</th></tr><tr><td>町民プール</td><td>三朝町大字本泉510番地</td></tr><tr><td>町民武道館</td><td>三朝町大字本泉510番地</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	施設名	設置場所	町民プール	三朝町大字本泉510番地	町民武道館	三朝町大字本泉510番地	略	
施設名	設置場所														
町民武道館	三朝町大字本泉510番地														
略															
施設名	設置場所														
町民プール	三朝町大字本泉510番地														
町民武道館	三朝町大字本泉510番地														
略															

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 5 号

三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 4 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 25 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【条例改正の理由】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 の規定に基づき、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、保護者及び地域住民等の学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むため、令和 4 年度からコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を行うこととし、学校運営協議会委員を特別職の非常勤として位置付けることに伴い、所要の改正を行う。

【条例改正の概要】

- (1) 学校運営協議会委員の報酬及び費用弁償を定める。
- (2) 委員の報酬は日額 5,000 円（職務を行う時間が 4 時間以内の場合は 3,000 円）とする。

【施行期日】

令和 4 年 4 月 1 日

（参考）中部の他市町の状況

北栄町 3,000 円/回、湯梨浜町 1,200 円/時 通常 1 回 1 時間程度

琴浦町 2,000 円/回、倉吉市 0 円/回

※現在、三朝町学校支援委員会 2,000 円/回 毎回 2 時間程度

三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年 月 日

三 朝 町 長

三朝町条例第 号

三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年三朝町条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条、第6条関係）			別表（第2条、第6条関係）		
区分	報酬の額	内国旅行の旅費	区分	報酬の額	内国旅行の旅費
略		三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第5号）に規定する旅費の例による。	略		三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第5号）に規定する旅費の例による。
略	日 額 5,000 円		略	日 額 5,000 円	
町立みささ図書館協議会委員	（職務を行う時間が4時間以内の場合にあっては3,000円）		町立みささ図書館協議会委員	（職務を行う時間が4時間以内の場合にあっては3,000円）	
学校運営協議会委員					
略			略		
略			略		

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 6 号

三朝町学校運営協議会規則の設定について

次のとおり三朝町学校運営協議会規則を設定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 25 日

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【規則の制定理由】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 の規定に基づき、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、三朝町教育委員会及び校長の権限と責任のもと、保護者及び地域住民等の学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むため、令和 4 年度からコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を行うこととし、学校運営協議会の設置に関し必要な事項を定める。

【規則の概要】

- （１） 学校運営に関する基本的な方針の承認
- （２） 学校運営等に関する意見の申出
- （３） 学校運営等に関する評価
- （４） 委員の任命（18 名以内）
- （５） 会議の招集、研修の実施

【施行期日】

令和 4 年 4 月 1 日

三朝町教育委員会規則第1号

三朝町学校運営協議会規則を次のように定める。

三朝町学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。

以下「地教行法」という。)第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、三朝町教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任のもと、保護者及び地域住民等の学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成、地域と関わる機会の創出による郷土愛の醸成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項に係る基本的な方針(以下「基本方針」という。)を毎年度作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 教育目標及び学校経営計画に関すること。
- (3) 学校評価の計画及び結果に関すること。
- (4) その他校長が必要と認める事項に関すること。

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本方針に従って学校運営を行うものとする。

3 対象学校の校長は、第1項の承認が得られない場合、協議会委員の意見を聴取して暫定的な基本方針(以下「暫定方針」という。)を定めることができるものとし、当該暫定方針に基づき学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、基本方針を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関して別に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

- 2 協議会は、毎年度終了後速やかに教育委員会に対し、協議会の運営状況を報告しなければならない。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営及び教育活動について、地域住民等の理解、協力及び積極的な参画等が促進されるよう努めるものとする。

- 2 協議会は、保護者及び地域住民等の理解を深めるために、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果についての情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(委員の任命)

第8条 協議会は、委員18人以内をもって組織し、次に掲げるもののうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 三朝小学校又は三朝中学校（以下「町内学校」という。）に在籍する児童又は生徒の保護者
 - (2) 地域住民
 - (3) 町内学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) 町内学校の校長
 - (5) 対象学校の教職員
 - (6) 町内こども園及び保育園の園長の代表
 - (7) その他教育委員会が必要と認める者
- 2 教育委員会は、町内学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について当該校長から意見を聴取するものとする。
- 3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。
- 4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有するものとする。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない行為を行い、その職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となること。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動及び宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(任期)

第10条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)

第 11 条 委員の報酬及び費用弁償については、三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 45 年三朝町条例第 3 号）に定めるところによる。

（会長及び副会長）

第 12 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。

2 対象学校の校長及び教職員を、会長又は副会長に選出することはできない。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

（会議等）

第 13 条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議のうえ、招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りではない。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 対象学校の校長は、関係職員を会議に出席させることができる。

6 会長は、会議録を作成し、対象学校に 5 年間保管しなければならない。

（会議の公開）

第 14 条 協議会の会議は、特別の事情がない限り公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（研修等）

第 15 条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）

第 16 条 教育委員会は、協議会の運営についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

（委員の解任）

第 17 条 教育委員会は、次のいずれかに該当する場合には、委員を解任することができる。

（1）本人からの辞任の申出があったとき。

（2）第 9 条の規定に反したとき。

（3）その他、解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

（庶務）

第 18 条 協議会の庶務は、学校において処理する。ただし、2 以上の学校について 1 の協議会を置く場合は、共同学校事務室において処理する。

(その他)

第 19 条 この規則及び地教行法に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 7 号

三朝町教育委員会表彰について

次のとおり三朝町教育委員会表彰の被表彰者の決定について、三朝町教育委員会表彰規程（平成 25 年教委訓令第 1 号）第 3 条の規定による学校長からの推薦がありましたので、本委員会の承認を求める。

令和 4 年 2 月 25 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○三朝町教育委員会表彰規程 （表彰対象者）

第 2 条 表彰の対象者は、学校教育、社会教育、文化芸術等の分野で顕著な成績を収めた次に掲げる個人又は団体とする。

- （1） 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に定める学校（町内に存する学校に限る。）に在学する者又は当該者が属する団体。
- （2） 本町に現に住所を有し、学校教育法第 1 条に定める学校に在学する者又は当該者が属する団体。
- （3） その他三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に認めた個人又は団体。

2 前項の規定にかかわらず、三朝町表彰条例（昭和 29 年三朝町条例第 52 号）の規定による表彰を受け、又は受ける予定である個人又は団体は、表彰の対象者としな

（表彰候補者の推薦）

第 3 条 学校の長は、前条の表彰の対象者に該当すると認められる個人又は団体がある場合は、教育委員会に当該個人又は団体を三朝町教育委員会表彰候補者として推薦することができる。

2 前項の規定による推薦は、教育委員会が別に定める日までに行わなければならない。

（被表彰者の決定）

第 4 条 教育委員会は、前条第 1 項の規定により推薦のあった個人若しくは団体又は教育委員会が第 2 条第 1 項の表彰の対象者に該当すると認める個人若しくは団体のうちから、別に定める基準を満たす個人又は団体を被表彰者として決定するものとする。

【資料：令和３年度「三朝町教育委員会表彰」被表彰者候補一覧】

No.	区分	該当要件	被推薦者	住所	所属 (推薦者)	大会名・功績内容	主催等
1	文化	表彰基準 第1項 (2)	三朝中3年 小椋 麻未	柿谷	三朝中学校	令和3年10月19日 中学生の「税についての作文・書写」コンクール(中国地方) 作文の部 中国税理士会会長賞(入選)	中国納税貯蓄組合連合会 (後援：広島国税局、熊野町)
2	文化	表彰基準 第1項 (2)	三朝中3年 石谷 美来	大瀬	三朝中学校	令和3年10月19日 中学生の「税についての作文・書写」コンクール(中国地方) 作文の部 鳥取県租税教育推進協議会代表幹事賞(入選)	中国納税貯蓄組合連合会 (後援：広島国税局、熊野町)
3	文化	表彰基準 第1項 (2)	三朝中3年 前田 優衣	大瀬	三朝中学校	令和3年10月19日 中学生の「税についての作文・書写」コンクール(中国地方) 作文の部 鳥取県青色申告会連合会会長賞(入選)	中国納税貯蓄組合連合会 (後援：広島国税局、熊野町)
4	スポーツ	表彰基準 第1項 (2)	米子松陰高校3年 田村 梨央	大瀬	自薦	令和3年1月15～17日 第46回全日本高等学校選抜ソフトテニス大会中国地区予選会 団体女子2位(入賞) → 全国大会出場	中国高体連 等 (後援：広島県教育委員会等)
5	スポーツ	表彰基準 第1項 (2)	倉吉東高校2年 川北 宇宙	曹源寺	倉吉東高校	令和3年10月8～10日 第30回中国高等学校新人陸上競技対校選手権大会 男子5,000m 6位(入賞)	中国陸協、中国高体連 等 (後援：鳥根県教育委員会 等)
6	スポーツ	表彰基準 第1項 (3)	三朝小5年 御船 花帆	三朝	三朝空手スポ少	令和3年5月2日 令和3年度鳥取県小学生空手道選手権大会 形競技 小学生5年生の部 優勝	鳥取県空手道連盟 (後援：鳥取県教育委員会等)
7	スポーツ	表彰基準 第1項 (3)	三朝中3年 矢木 翔太郎	大瀬	三朝中学校	令和3年10月23日 第32回会長杯陸上競技大会(鳥取県大会) 中学男子三段跳 優勝	鳥取県教育委員会 他
8	スポーツ	表彰基準 第1項 (3)	三朝中3年 吉田 輝	吉田	三朝中学校	令和3年10月23日 第32回会長杯陸上競技大会(鳥取県大会) 中学男子ジャベリックスロー 優勝	鳥取県教育委員会 他
9	スポーツ	表彰基準 第1項 (3)	三朝中3年 藤井 はる	大瀬	三朝中学校	令和3年10月23日 第32回会長杯陸上競技大会(鳥取県大会) 中学女子円盤投 優勝	鳥取県教育委員会 他
10	文化	表彰基準 第1項 (3)	三朝中3年2組7班 ・角田 慶太 ・牧田 一毅 ・東原 寧々	大瀬	三朝中学校	「令和3年度SNSトラブル防止標語 とりのからあげポスターデザイン・動画コンテスト」 中学生の部 最優秀賞	青少年育成鳥取県民会議 (後援：鳥取県教育委員会等)
11	文化	表彰基準 第1項 (3)	三朝中学校合唱部	大瀬	三朝中学校	令和3年8月8日 第60回鳥取県合唱フェスティバル、全日本合唱コンクール鳥取県大会 混声合唱の部 金賞(県教育長賞)	鳥取県合唱連盟 (後援：鳥取県教育委員会)
12	スポーツ	表彰基準 第1項 (3)	鳥取城北高校3年 松原 珠喜	大瀬	鳥取城北高校	令和3年6月5～6日 第56回鳥取県高等学校総合体育大会 剣道の部 女子団体 優勝	鳥取県高体連 (後援：鳥取県教育委員会)
13	スポーツ	表彰基準 第3項 (3)(4)	三朝小学校4年 竹部 颯華	本泉	三朝ACスポーツ 少年団	令和3年4月11日 第75回出雲陸上大会(山陰大会) 小学4年生女子100m 優勝(記録 16秒01)	鳥根県陸上競技会、出雲市 (後援：出雲市教育委員会 他)
14	スポーツ	表彰基準 第3項 (3)(4)	三朝小6年 川北 煌晟	曹源寺	三朝小学校	令和3年6月20日 第37回全国小学生陸上競技大会鳥取県予選会 小学生男子コンバインドB 優勝(2021点)	鳥取県陸上競技協会 (後援：日本陸連、新日本海新聞 社等)
15	スポーツ	表彰基準 第3項 (3)(4)	倉吉東高校2年 矢木 聖一朗	大瀬	倉吉東高校	令和3年7月4日 第76回国体選手最終選考会(鳥取県) 男子走り幅跳 優勝	鳥取県陸上競技協会 (後援：鳥取県スポーツ協会)
16	スポーツ	表彰基準 第3項 (3)(4)	倉吉東高校3年 御船 遊大	三朝	鳥取県未来ジュニアゴルフクラブ	令和3年8月6日 さんいん・緑人杯2021年度鳥取県ジュニアオープン夏季大会 高校生男子の部 優勝	鳥取県ゴルフ協会 (後援：鳥取県スポーツ協会、新 日本海新聞社)
						令和3年11月11～12日 第55回BSS杯全山陰ゴルフ選手権 一般の部 準優勝	株式会社山陰放送 (後援：中国ゴルフ連盟、鳥取県 ゴルフ協会等)

【参考資料：令和３年度「三朝町スポーツ、文化芸術に対する表彰(顕彰)」被表彰者候補一覧】

No.	区分	該当要件	被推薦者	住所	所属 (推薦者)	大会名・功績内容	主催等
1	スポーツ	表彰要項 第3条 第1項	倉吉西高校2年 漆原 稜大	牧	倉吉西高校	令和3年7月29日～8月1日 令和3年度全国高等学校総合体育大会弓道競技大会 男子個人6位(入賞)	全国高体連 新潟県教育委員会 等
2	スポーツ	表彰要項 第3条 第2項	三朝中3年 大橋 凜	山田	三朝中学校	令和3年8月6～7日 第55回中国中学校陸上競技選手権大会 中学3年女子100m 優勝	中国中体連、山口県教育委員会 等
					以下、参考	令和3年5月15日 第30回春季ジュニア陸上競技選手権大会(鳥取県大会) 中学3年女子100m 優勝	鳥取県陸上協会
						令和3年6月26日 第67回全日本中学校通信陸上競技大会鳥取県大会 中学3年女子100m、200m 優勝	日本陸連、日本中体連 (後援：鳥取県教育委員会 等)
						令和3年7月24日 第47回鳥取県中学校総合体育大会 中学3年女子100m 優勝	鳥取県中体連、鳥取陸上競技協会 (後援：鳥取県教育委員会 等)
						令和3年8月28日 第52回ジュニア陸上競技選手権大会 中学3年女子150m 優勝	鳥取陸上競技協会
3	スポーツ	表彰要項 第3条 第2項	倉吉総合産業高校2年 山中 こより	片柴	倉吉総合産業高 校	令和3年6月18～20日 令和3年度第60回中国高等学校レスリング選手権大会 兼 第9回中国高等学校女子レスリング選手権大会 女子50kg級 優勝	中国高体連 山口県教育委員会 等
4	スポーツ	表彰要項 第3条 第2項	加藤 幸	鎌田		令和3年10月23～24日 第40回中国マスターズ陸上競技選手権 棒高跳び65歳の部 優勝(中国新記録)	広島陸上競技協会 等 (後援：広島県、三次市教育委員 会 等)

協議事項(1)

通級指導教室の指導希望について

三朝町小・中学校通級指導教室実施要綱（平成 24 年教委告示第 39 号）第 4 条第 3 項の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

別紙のとおり

《参考》

○三朝町小・中学校通級指導教室実施要綱

（通級指導の手順）

第 4 条 通級による指導を希望する児童生徒の保護者（以下「保護者」という。）は、在籍する学校の校長（以下「在籍学校長」という。）と教育相談を行った上で、通級許可申請書（様式第 1 号）を在籍学校長に提出する。

2 在籍学校長は、前項の届出により、通級による指導を受けさせる必要があると認めるときは、教育委員会に対して意見書（様式第 2 号）を提出する。

3 教育委員会は、前項の提出を受けた児童生徒について審査を行う。必要に応じて、通級指導教室設置校の校長（以下「設置学校長」という。）の意見を聴取する。

4 教育委員会は、審査によって通級指導教室での指導を受けることが適当と認めるときは、在籍学校長に対し通級承認書（様式第 3 号）を通知するとともに、保護者へ通級許可通知書（様式第 4 号）を通知する。